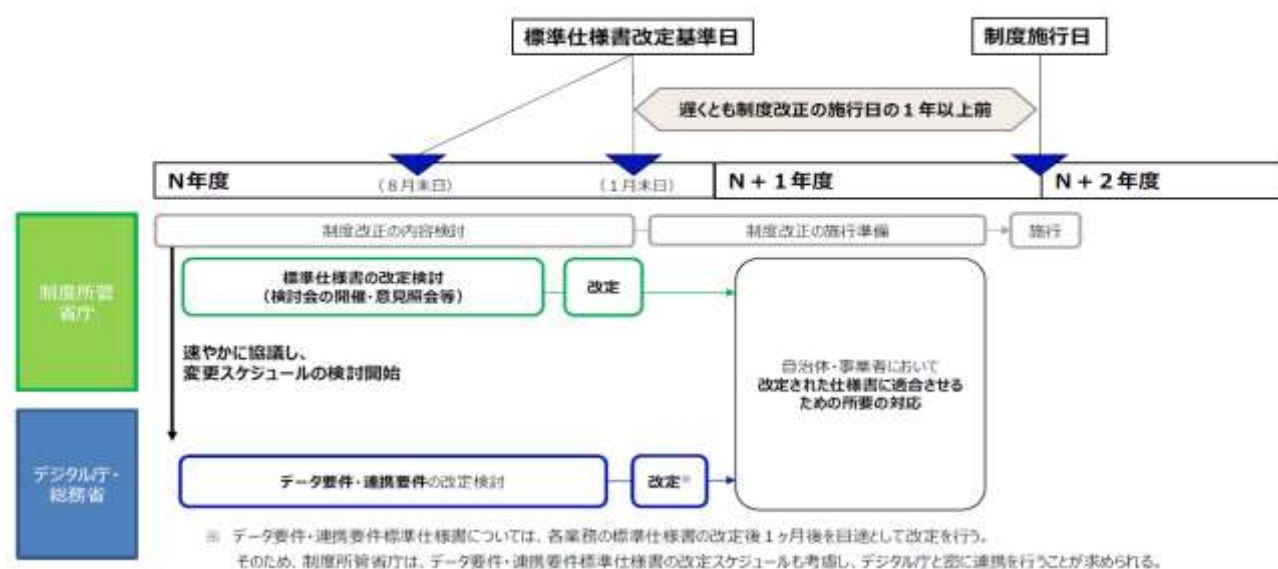


標準仕様書の改定・運用について（基本的な考え方）について

- 機能標準化基準で定める内容を盛り込んだ標準仕様書の改定時期は、遅くとも制度改正の施行日の1年以上前とし、原則として毎年8月31日又は1月31日（これらの日が休日である場合には、これらの日の前日とする。以下「標準仕様書改定基準日」という。）とする。

「地方公共団体情報システム標準化基本方針（令和6（2024年）12月）」より抜粋

標準仕様書改定基準日までの標準仕様書の改定について



「標準仕様書の改定・運用について（基本的な考え方）2025/1/29」より抜粋